



管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年6月29日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第18号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「事務長」を「事務長 経営管理部長 看護部長」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の県立病院の項中

精神病院の総看護師長である職員、看護師又は准看護師である職員(精神病患者に直接接することを本務とする職員及び総看護師長である職員を除く。)を

精神病院の総看護師長である職員
看護師又は准看護師である職員(精神病患者に直接接することを本務とする職員及び看護部長又は総看護師長である職員を除く。)に、

「総看護師長()」を「看護部長又は総看護師長である職員()」に、「除く。」である職員を「除く。」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表のアの知事の事務部局の項中「事務長」を「事務長、経営管理部長、医療技術部長、看護部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則の規定及び第3条の規定による改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成18年6月8日から適用する。

人事委員会事務局



長野県告示第347号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。

平成18年6月29日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認定の有効期限
伊勢宮胃腸外科	長野市伊勢宮一丁目23番1号	平成21年6月25日

医療チーム

長野県告示第348号

特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和57年長野県告示第275号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日以降の医療給付から適用します。

平成18年6月29日

長野県知事 田中康夫

第3第1項中「又は介護療養施設サービス」を「、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防居宅療養管理指導」に改める。

第3第4項第1号を次のように改める。

(1) 診療報酬の算定方法(平成18年厚生省告示第92号)、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生省告示第99号)、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生省告示第102号)又は厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)に基づき算定した額の合計額から、第5第3号に掲げる各法律に基づき保険者又は共済組合が負担すべき額を控除した額(第5第3号のウに掲げる者にあっては、老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による一部負担金、標準負担額及び基本利用料に相当する額)

第3第4項第2号中「平成12年厚生省告示19号」又は「平成12年厚生省告示19号、」に改め、「平成12年厚生省告示21号」の次に「又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」を加え、「及び居宅療養管理指導又は指定介護療養施設サービス」を「、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防居宅療養管理指導」に改め、「負担すべき額」の次に「(介護保険法第69条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定の適用前の額)」を加える。

第4第2号中「基づく訪問看護」の次に「及び介護予防訪問看護」を加える。

健康づくりチーム

長野県告示第349号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

第7第1号を次のように改める。

(1) 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第101号）、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）又は厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号）に基づき算定した額の合計額から、第3第3号に掲げる各法律の規定に基づき保険者又は共済組合が負担すべき額を控除した額（老人保健法に基づく医療を受ける者にあっては、同法に基づく一部負担金、標準負担額及び基本利用料に相当する額）

第7第2号中「平成12年厚生省告示第19号」又は「を「平成12年厚生省告示第19号」」に改め、「平成12年厚生省告示第21号」の次に「又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」を加え、「及び居宅療養管理指導又は指定介護療養施設サービス」を「、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防居宅療養管理指導」に改め、「負担すべき額」の次に「（介護保険法第69条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定の適用前の額）」を加える。

第8第1項中「基づく訪問看護」の次に「及び介護予防訪問看護」を加える。

健康づくりチーム

長野県告示第350号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定により、次のとおり土地配分計画を作成しました。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

土地

地区名	所 在 地	増 反		備考
		予定売渡口数	予定売渡面積	
広津	東筑摩郡生坂村	1口	213m ²	畠

農業政策チーム

長野県告示第351号

千曲市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

2 作業期間

平成17年8月22日から平成18年3月20日まで

3 作業地域

千曲市全域

県土活用支援チーム

長野県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画道路
 3・4・1号駅前通り線
 3・4・2号国道線
 3・4・3号千曲線
 3・4・4号万葉線
 3・5・5号戸倉上山田線
 3・4・13号一重山線
 3・4・14号駅前線
 3・4・15号旧国道線
 3・4・16号屋代東線
 3・4・17号八幡宮線
 3・4・18号川西線
 3・5・19号温泉前線
 3・5・20号栗佐橋線
 3・3・21号上田篠ノ井線
 3・3・22号上田篠ノ井線
 3・4・23号黒彦線
 3・4・24号若宮線
 3・4・25号羽場線
 3・4・26号上山田線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・1号駅前通り線
 千曲市大字戸倉字大明神、字今井、字中町、字鎮守の各一部
 3・4・2号国道線
 千曲市大字栗佐字宮西、字南村浦沖、字南村道北、字南村道南、字南村前、字南沖、大字杭瀬下字東沖、大字桜堂字西沖、字水引、字土井合、大字打沢字大沢、大字鑄物師屋字側渕、字中島、大字寂蔵字西王子、字八幡新田、字上王子、字法正寺、字天木下、字高札前、字野杭、字中島、字西町頭、大字内川字東久保、字内川、

字屋代仮堰外、字街道西、大字上徳間字十夜河原、字深田、大字戸倉字落合、大字上徳間字下河原、字中河原、大字戸倉字清水尻、字今井町、字幸神、字今井、字中町、字上仲町、字上町、大字磯部字赤田、字流屋敷、字御道端、字見附、字酉新田、字新田、字伊勢宮の各一部

3・4・3号千曲線

千曲市大字粟佐字琵琶尻、字北村浦、字五丁鋤、字芦原、字北村西沖、字諏訪宮、字幅下、字蓮池、字宮西、字中島、大字杭瀬下字五十里、字欠下、字堂川原、字綿主、字柳川原、字三ツ屋、字高川原、大字新田字柳川原、字村浦、字屋敷、字尾米、字宮前、字東上川原、大字鑄物師屋字柳原下、字堀畠、字柳原、字花岡、字船山、大字寂蔵字大腐尻、字清水、字小土腐、字大土腐、大字内川字押掘、字堀田久保、字西久保、字中川原、字屋代仮堰外、大字上徳間字橋場、字町尻、字町尾、字十夜河原、字中村、字深田、字古屋敷、字中河原、字上村、大字戸倉字大西、字鎮守、字石原田、字芝宮、大字磯部字河原田、字欠端、字見附、字酉新田、字新田の各一部

3・4・4号万葉線

千曲市大字磯部字御道端、字欠端、字河原田、字下河原、字欠下、大字上山田字前河原、上山田温泉二丁目の各一部

3・5・5号戸倉上山田線

千曲市大字戸倉字上仲町、字鎮守、字大西、字大西川原、大字若宮字伊勢宮河原、字村東、字大日向方、上山田温泉一丁目、上山田温泉二丁目、上山田温泉三丁目、上山田温泉四丁目、大字上山田字住吉、字神戸、字三木本の各一部

3・4・13号一重山線

千曲市大字八幡字大伝寺、字社宮司、字花免、字八日市場、字井新田、字五人新田、字中川原、字中島、字向川原、大字中字小中島、字土手内、字前久保、字堀尻、字村西、字中村、大字新田字堀口、字西上川原、字東上川原、大字鑄物師屋字柳原下、字堀畠、字花岡、字土井田、字西畠、字側渕、字中島、大字打沢字大坂、字越田、字松在毛、大字小島字窪田、字山根、字新大門上、字東山、大字屋代字一重山、字清水、字七ツ石、字返町、字中原、大字雨宮字中原、字町浦、大字屋代字大境、字松ヶ崎、字城ノ内、字高畠の各一部

3・4・14号駅前線

千曲市大字小島字新大門下、字新大門上、字屋敷地、字琵琶島、大字桜堂字桜田、大字杭瀬下字東沖、字屋敷、字古屋敷、字宮下、字堂川原、字綿主、字石原、字牛追、大字野高場字大明神、字野高場、大字稻荷山字中通、字上通、字町屋敷、字釜蓋の各一部

3・4・15号旧国道線

千曲市大字打沢字松在毛、大字小島字窪田、字武台、字屋敷地、大字桜堂字桜田、大字小島字新大門下、字琵琶島、字長福寺、大字屋代字本町、字新屋、字新町、字毛勝の各一部

3・4・16号屋代東線

千曲市大字屋代字新町、字本町、字古道、字山崎、字郷津、字五十里、字地正、字五反田、字工在家、字返町の各一部

3・4・17号八幡宮線

千曲市大字小島字屋敷地、字武台、字松在毛、大字桜堂字桜田、字土井合、字水引、字欠口、大字杭瀬下字尾米、大字桜堂字尾米、大字新田字尾米、字村浦、字宮前、字屋敷、字村前、字来光塚、字東林房、字土手外、大字中字観崎、字下土合、大字八幡字大割、字上中島、字前川原、字東川原、字御頭免、字柳田、字唐臼、字

北稲付、字稲村の各一部

3・4・18号川西線

千曲市大字八幡字大伝寺、字花免、字小栗塚、字寺裏、字杣鼻、字北堀、字御頭免、字柳田、字横まくり、字六反田、字志川、大字稻荷山字伊勢宮、字王地、字町屋敷、字釜蓋の各一部

3・5・19号温泉前線

千曲市大字稻荷山字中通、字下通、字中條の各一部

3・5・20号粟佐橋線

千曲市大字屋代字本町、字上町裏、大字粟佐字北村道北、字北村道南、字戸崎、字北村、字接待、字南村浦沖、字宮西、字諏訪宮、字沢田、字蓮池、字中島、大字野高場字上新田の各一部

3・3・21号上田篠ノ井線

千曲市大字力石字大師免、字岩井堂、大字新山字天坂、大字上山田字薬師堂、大字新山字寄合、字清水、字西山、字西山入、字越道、字日影、字漆原、字御屋敷、大字上山田字羽場、字水上、字弥勒寺、字和合、字音平、字城野腰、字城山、大字若宮字大日向方、字向山、字葭ヶ鼻、字大西、字大西続、字東山、字中田、字東芝原、字樋下、字樋下続、字黒彦、字向中河原、字下黒彦、字下中島、字舞台、字下河原、字下河原続、大字須坂字中島、字下中島、字下河原、大字八幡字五人新田、字上川原、字十一人、字北田、字蛭坪、字東條、字八日市場、字外西川原、字東中曾根、字西中曾根、字大谷、字謡坂、字社宮司、字清水下、字大伝寺、字大道、字北滑石、字中道、字稻付、字北稻付、字外く祢、字砂田、字階子田、大字稻荷山字上一里山、字伊勢宮、字境なし、字治田、字王地、字元町、字釜蓋、字湯の崎、字大牧、字飯繩、字篠山の各一部

3・3・22号上田篠ノ井線

千曲市大字粟佐字楡ノ木、字中新田、字昭和開田、字車屋浦、字蘭田、字五丁鋤、字琵琶尻、字子新田、大字屋代字中田島、字新町、字毛勝、字上河原、字道合、字新田、字高畠、字高河原、字中島、大字雨宮字窪河原、字起返上ノ割、大字屋代字犬ヶ瀬、字徳本の各一部

3・4・23号黒彦線

千曲市大字内川字屋代仮堰外、字中川原、大字上徳間字橋場、大字千本柳字清水、字上川原、字向川原、字黒彦川原、大字若宮字外河原、字下黒彦の各一部

3・4・24号若宮線

千曲市大字若宮字樋下続、字樋下、字黒彦、字中黒彦、字上黒彦、字中田、字柳田、字水吐、字稻場、字上堰添、字伊勢宮河原、字村東の各一部

3・4・25号羽場線

千曲市大字上山田字東組、字高河原、字神戸、字羽場の各一部

3・4・26号上山田線

千曲市大字上山田字高河原、字東組の各一部

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画チーム及び千曲市役所

都市計画チーム

長野県告示第353号

昭和49年長野県告示第452号（水防管理団体を指定）の一部を次のように改正します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の表中「東御市」を「東御市 安曇野市」に、「丸子町 和田村」を「長和町」に、「高遠町 辰野町」を「辰野町」に、「中川村 長谷村」を「中川村」に、「豊丘村 南信濃村」を「豊丘村」に、「木曾福島町」を「木曾町」に、「木祖村 日義村」を「木祖村」

に、
「 東筑摩郡 明科町 波田町 本城村 坂井村
生坂村 朝日村
南安曇郡 豊科町 穂高町 」
を

「 東筑摩郡 波田町 生坂村 朝日村 筑北村 」に、
「八坂村 白馬村」を「白馬村」に改める。

河川チーム

長野県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害警戒区域の名称

池ノ戸1、波田沢1、波田沢2、池ノ戸2、七日路原1、七日路原2、小輪子、城ヶ沢1、大沢、長久保、見附沢1、名籠、田ノ入1、田ノ入2、城ヶ沢2、添ヶ久保、二ノ沢口、池ノ入、駒見沢1、北沢、雨越、駒見沢2、小田山及びこうさ山

2 指定の区域

東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防チーム

長野県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害警戒区域の名称

宮沢、いけのり沢、ヤッコラ沢、西沢、東沢、菅沢、ショウブ沢、南沢、小倉沢、細沢及び中元沢

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防チーム

長野県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

池ノ戸1、波田沢1、波田沢2、池ノ戸2、七日路原1、七日路原2、城ヶ沢1、大沢、長久保、見附沢1、名籠、田ノ入1、田ノ入2、城ヶ沢2、添ヶ久保、池ノ入、駒見沢1、北沢、雨越、駒見沢2、小田山及びこうさ山

2 指定の区域

東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防チーム

長野県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

宮沢、いけのり沢、ヤッコラ沢、西沢、東沢、菅沢、ショウブ沢、南沢、小倉沢、細沢及び中元沢

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防チーム

長野県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害警戒区域の名称

波田沢1、波田沢2、池の戸1、池の戸2、悪沢、大輪子1、大輪子2、唐沢1、唐沢2、大輪子3、唐沢3、八幡大門1、八幡大門2、観音前、大平、西沖、城ヶ沢1、城ヶ沢2、天神前、城ヶ沢3、添ヶ久保、橋爪、田ノ入1、田ノ入2、ゑびす山、ほうり山1、鳴神1、鳴神2、ほうり山2、権現山1、権現山2、寺山1、寺山2、寺山3、古堤1、古堤2、神明南、城山、山久保、池ノ入1、池ノ入2、横山1、横山2、小田山、横山3、堂ヶ入1、堂ヶ入2、雨越、駒見沢1、駒見沢2、駒見沢3、大嵐、駒見沢4、古入、青木沢、洞1及び洞2

2 指定の区域

東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防チーム

長野県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害警戒区域の名称

南村、小瀬巾北(1)、小瀬巾北(2)、神明宮、神明宮南、小瀬巾東、田沢温泉(1)、田沢温泉(2)、大口沢土取場西、大口沢土取場東、大口沢(1)、大口沢(2)、大口沢(3)、大口沢東(1)、大口沢東(2)、中谷(1)、中谷(2)、中谷(3)、中谷(4)、中谷(5)、中谷(6)、高萩(1)、高萩(2)、高萩(3)、高萩(4)、中谷(7)、高萩(5)、高萩(6)、高萩(7)、高萩(8)、高萩(9)、高萩(10)、中谷(8)、中谷(9)、大口沢公民館東(1)、大口沢公民館東(2)、豊科温泉東(1)、菅沢(1)、菅沢(2)、菅沢(3)、菅沢北(1)、菅沢北(2)、豊科温泉東(2)、豊科温泉南、大口沢南(1)、大口沢南(2)、大口沢南(3)、大口沢南(4)、大口沢土取場南(1)、大口沢土取場南(2)、中村北、中村(1)、中村(2)、田沢駅東、南原、南原南、田沢、小瀬巾西(1)、小瀬巾西(2)、巾東西、北田沢、野田中(1)、野田中(2)、野田西、光橋北、南村西及び南村集会所北

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防チーム

長野県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

波田沢1、波田沢2、池の戸1、池の戸2、悪沢、大輪子1、大輪子2、唐沢1、唐沢2、大輪子3、唐沢3、八幡大門1、八幡大門2、観音前、大平、西沖、城ヶ沢1、城ヶ沢2、天神前、城ヶ沢3、添ヶ久保、橋爪、田ノ入1、田ノ入2、ゑびす山、ほうり山1、鳴神1、鳴神2、ほうり山2、権現山1、権現山2、寺山1、寺山2、寺山3、古堤1、古堤2、神明南、城山、山久保、池ノ入1、池ノ入2、横山1、横山2、小田山、横山3、堂ヶ入1、堂ヶ入2、雨越、駒見沢1、駒見沢2、駒見沢3、大嵐、駒見沢4、古入、青木沢、洞1及び洞2

2 指定の区域

東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防チーム

長野県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年6月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

南村、小瀬巾北(1)、小瀬巾北(2)、神明宮、神明宮南、小瀬巾東、田沢温泉(1)、田沢温泉(2)、大口沢土取場西、大口沢土取場東、大口沢(1)、大口沢(2)、大口沢東(1)、大口沢東(2)、中谷(1)、中谷(2)、中谷(3)、中谷(4)、中谷(5)、中谷(6)、高萩(1)、高萩(2)、高萩(3)、高萩(4)、中谷(7)、高萩(5)、高萩(6)、高萩(7)、高萩(8)、高萩(9)、高萩(10)、中谷(8)、中谷(9)、大口沢公民館東(1)、大口沢公民館東(2)、豊科温泉東(1)、菅沢(1)、菅沢(2)、菅沢(3)、菅沢北(1)、菅沢北(2)、豊科温泉東(2)、豊科温泉南、大口沢南(1)、大口沢南(2)、大口沢南(3)、大口沢南(4)、大口沢土取場南(1)、大口沢土取場南(2)、中村北、中村(1)、中村(2)、田沢駅東、南原、南原南、田沢、小瀬巾西(1)、小瀬巾西(2)、巾東西、北田沢、野田中(1)、野田中(2)、野田西、光橋北、南村西及び南村集会所北

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防チーム